

制限外積載等許可事務処理要領について（例規）

昭和 44 年 6 月 24 日
兵警交規例規第 18 号警察本部長

みだしのことについて、次のように定め、昭和 44 年 7 月 1 日から実施する。

なお、貨物自動車の荷台乗車の許可の取扱いについて（昭和 38 年兵警交総例規第 44 号）は、廃止する。

記

1 趣旨

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に基づく車両の制限外積載、設備外積載及び貨物自動車の荷台乗車の許可（以下「制限外等許可」という。）並びに自動車の制限外けん引の許可（以下「制限外積載等許可」という。）の事務の斉一と適正を図るため、その処理要領を定めるものとする。

2 許可申請書の受理及び審査

(1) 受理

制限外積載等許可の申請を制限外積載設備外積載荷台乗車許可申請書（道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「府令」という。）別記様式第 4。以下「制限外積載等許可申請書」という。）又は制限外けん引の許可申請書（府令別記様式第 5）（以下「申請書等」という。）により受理したときは、当該申請の受理の状況を制限外積載等許可申請処理簿（様式第 1 号）により明らかにしておくものとする。この場合において、次に掲げる事項に留意しなければならない。

ア 許可申請者

許可申請者は、申請に係る車両（以下「申請車両」という。）の運転者が 1 人であるときは当該運転者を、申請車両の運転者が 2 人以上であるときは、その全員を申請者とすること。この場合において、許可申請者が 2 人以上となるときは、代表者に許可申請書を作成させるとともに、代表者以外の許可申請者の住所、氏名、免許の種類及び免許証番号を記載し、当該許可申請者が記名押印し、又は署名した運転者一覧表を別紙として添付させること。

イ 必要書類の提出

申請書等を受理する場合において、必要があると認めるときは、運転経路図、積載（けん引）見取図その他許可の審査に必要な書類を添付させること。

ウ 積載物の測定方法

道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「施行令」という。）第 22 条第 3 号及び第 23 条第 3 号に規定する積載物の長さ、幅及び高さの測定は、積載物の測定方法（別図）によること。

エ 同一車両で 2 以上の行為に係る許可

許可申請者が、同一の申請車両に係る 2 つ以上の異なる制限外等許可を同時に必要とする場合は、同一の制限外積載等許可申請書に、申請する全ての制限外等許可に係る事項を記載させること。

(2) 審査

ア 審査の内容

審査は、次に掲げる内容について行うこと。

- (ア) 申請書等の記載内容の適否
- (イ) 積載、乗車又はけん引をする申請車両の構造上の適否
- (ウ) 積載、乗車又はけん引の方法の適否
- (エ) 転落等防止措置の適否
- (オ) 運転の期間及び運転経路の適否
- (カ) 積載物の分割の可否
- (キ) その他道路における危険を防止し、交通の安全及び円滑を図るため必要と認める事項

イ 審査の方法

審査に当たっては、申請車両に係る前記アに掲げる審査の内容について、図面、写真その他の資料により確認する方法で行うものとし、必要に応じて、車両の構造、貨物及びその積載状況並びに道路交通の状況について実査を行うこと。

ウ 特殊車両通行許可証等の確認

申請車両の構造、運転経路等から交通の安全及び円滑を図るため特に必要があると認める場合は、次に掲げる書類について確認し、許可取扱いの参考書類とすること。

- (ア) 特殊車両通行許可証（車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和 36 年建設省令第 28 号）様式第 2）
- (イ) 自動車検査証（自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和 45 年運輸省令第 8 号）第 18 号様式）

3 交通障害の照会

制限外積載等許可の申請があった場合において、申請車両の運転経路に県外の道路又は県内の交通部高速道路交通警察隊若しくは申請書等を受理する警察署以外の警察署（以下「警察署等」という。）が管轄（担当）する道路が含まれるため、交通障害の有無が明らかでない場合は、県外の道路にあっては交通部交通規制課交通管制センターに、県内の道路にあっては当該道路を管轄（担当）する警察署等に照会の上、許可の取扱いをするものとする。

4 許可の条件

(1) 制限外等許可

制限外等許可に付ける条件は、施行令第 24 条第 1 項に規定するもののほか、次に掲げる事項のうち、必要と認める許可条件を付けるものとする。

ア 制限外積載及び設備外積載の許可

- (ア) 通行する道路の指定に関する事項
- (イ) 通行する時間の指定に関する事項
- (ウ) 先導車又は整理車を配置しての交通整理等事故防止上必要と認める事項
- (エ) 積載物の固定（緊縛）の方法、積載位置等事故防止上必要と認める事項
- (オ) その他道路における交通の安全及び円滑を図るため必要と認める事項

イ 荷台乗車の許可

- (ア) 通行する道路の指定に関する事項

- (イ) 通行する時間の指定に関する事項
- (ウ) 乗車の方法及び場所に関する事項
- (エ) 荷台に乗車する者の事故防止上必要と認める事項
- (オ) その他道路における交通の安全及び円滑を図るため必要と認める事項

(2) 制限外けん引の許可

- ア 通行する道路の指定に関する事項
- イ 通行する時間の指定に関する事項
- ウ 先行車、先導車、後方警戒車及び監視誘導員を配置しての交通整理等事故防止上必要と認める事項
- エ その他道路における危険を防止し、交通の安全及び円滑を図るため必要と認める事項

5 許可基準等

(1) 制限外積載

ア 許可の対象

制限外積載の許可は、施行令第 22 条及び第 23 条に規定する積載物の重量、大きさ及び積載の方法の制限を超える貨物を運搬する場合において、その貨物が電柱、変圧器等形態上単一の物件であり、分割し、又は切断することにより、当該貨物自体の効用又は価値を著しく損なうと認められるときに限り、許可するものとする。

イ 許可基準

制限外積載の許可基準は、制限外積載等許可基準（別表）のとおりとする。

(2) 設備外積載

ア 許可の対象

設備外積載の許可は、次に掲げる場合で、他に積載の方法がなく、かつ、申請車両の安全を害しないと認められるときに限り、許可するものとする。

- (ア) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）に規定する選挙運動又は政治活動を行うとき。
- (イ) 祭礼行事等のため当該車両に装飾を行うとき。
- (ウ) その他公益上又は社会通念上やむを得ないとき。

イ 許可基準

設備外積載の許可基準は、制限外積載等許可基準のとおりとする。

(3) 荷台乗車

ア 許可の対象

荷台乗車の許可は、次に掲げる場合で、他に運搬の方法がないと認められるときに限り、許可するものとする。ただし、運転経路に高速自動車国道又は自動車専用道路が含まれているときは、許可しないものとする。

- (ア) 災害、事故等の発生時に傷病者、応急作業に従事する者等を搬送するとき。
- (イ) 交通機関のストライキ等により、一般交通機関が停止している場合において通勤者等を搬送するとき。
- (ウ) その他公益上又は社会通念上やむを得ないとき。

イ 許可基準

荷台乗車の許可基準は、制限外積載等許可基準のとおりとする。

(4) 制限外けん引

ア 許可の対象

制限外けん引の許可は、道路交通法第 59 条第 2 項に規定する場合において、他に運搬の方法がないと認められるときに限り、許可するものとする。

イ 許可基準

制限外けん引の許可基準は、制限外積載等許可基準のとおりとする。

6 許可の特例

5 の許可基準を超える制限外等許可の申請については、交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）に報告し、処理するものとする。

7 関係機関等への照会

交通部高速道路交通警察隊長、警察署長及び交通規制課長は、次のいずれかに該当するときは、道路管理者、行政機関、運輸業者等に対して制限外積載等の許可に関する事項について照会を行うものとする。

- (1) 許可に係る車両の通行が、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 47 条の 2 第 1 項の車両の通行の許可を必要とし、又は道路運送車両の保安基準（昭和 27 年運輸省令第 67 号）の規定に基づき地方運輸局長の認定を必要とするとき。
- (2) 制限外けん引又は前記 5 に規定する許可基準を超える積載物の運搬の場合で、通行止め等の交通規制を必要とするとき。

8 交番等の勤務員の専決事務

兵庫県警察処務規程（昭和 39 年兵庫県警察本部訓令第 6 号）第 12 条の規定により、警察署長が指定した交番及び駐在所において勤務する者が、制限外積載許可事務について専決処分のできる積載物は、2 の(1)のウに規定する積載物の測定方法により測定したものが、長さ 12 メートル、幅 2.5 メートル、高さ（車両の積載場所の高さを減じない高さ）3.8 メートル及び総重量が 20 トンを超えない範囲の積載物とする。

9 報告

交通部高速道路交通警察隊長及び警察署長は、年間の制限外積載等許可事務の取扱状況を、制限外積載等許可取扱状況報告書（様式第 2 号）により、翌年 1 月 10 日までに警察本部長に報告（交通規制課長経由）をすること。

別表（5 関係）

制限外積載等許可基準

1 共通事項

許可の単位	<p>許可の単位は、1 個（回）の運搬行為ごとに行うものとする。ただし、同一運転者により定型的に反復継続して行われる運搬行為については、次の全ての要件を満たすものに限り、包括して1 個（回）の運搬行為とみなして処理することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 同一車両であること。 2 同一品目の貨物等を同一の積載方法で運搬するものであること。 3 運転経路が同一であること。
許可の期間	<p>許可の期間は、申請車両による1 個（回）の運搬行為の開始から終了までに要する期間とする。ただし、許可の単位の項ただし書の規定による処理をする場合の許可の期間は、次に掲げる許可の区分に応じて、それぞれに定める期間を超えない期間とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 制限外積載の許可又は制限外けん引の許可 1 年 2 設備外積載の許可 3 箇月 3 荷台乗車の許可 10 日

2 制限外積載許可

- (1) 交通が、ふくそうする時間帯でないこと。
- (2) 通行する道路に、その貨物の運搬に障害となるもの（重量制限の行われている橋梁、高さ制限の行われている高架、トンネルその他の工作物等）がないこと。
- (3) 積載物の重量が、施行令第 22 条第 2 号及び第 23 条第 2 号の制限を超える場合は、許可してはならない。
- (4) 積載物の長さ、幅及び高さ並びに積載の方法が、次の基準を超える場合は、許可してはならない。

ア 長さの制限を超える積載物の積載

車両の種類	積載物の長さ
大型自動車 中型自動車 準中型自動車 普通自動車 大型特殊自動車 小型特殊自動車	当該自動車の長さに、その長さの 10 分の 5 の長さを加えたもの。ただし、積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の長さは、16.0 メートル（セミトレーラ連結車にあっては 17.0 メートル、フルトレーラ連結車にあっては 19.0 メートル、ダブルス連結車にあっては 21.0 メートル）を超えないこと。
大型自動二輪車 普通自動二輪車	(ア) 当該大型自動二輪車及び普通自動二輪車の乗車又は積載装置（リヤカーをけん引する場合にあっては、けん引されるリヤカーの積載装置）の長さの 2 倍の長さ (イ) 側車付きの大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあっては、当該大型自動二輪車及び普通自動二輪車の長さにその長さの 10 分の 5 の長さを加えたもの
原動機付自転車	当該原動機付自転車の積載装置（リヤカーをけん引する場合にあっては、けん引されるリヤカーの積載装置）の長さの 2 倍の長さ

イ 幅の制限を超える積載物の積載

車両の種類	積載物の幅
-------	-------

大型自動車 中型自動車 準中型自動車 普通自動車 大型特殊自動車	当該自動車の幅に、1.0メートルを加えたもの。ただし、積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅は、3.5メートルを超えないこと。
小型特殊自動車	当該自動車の幅に1.0メートルを加えたもの
大型自動二輪車 普通自動二輪車	(ア) 当該大型自動二輪車及び普通自動二輪車の幅（総排気量0.125リットル以下の原動機を有する普通自動二輪車が、リヤカーをけん引する場合にあっては、けん引されるリヤカーの積載装置の幅に1.0メートルを加えたもの） (イ) 側車付きの大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあっては、当該大型自動二輪車及び普通自動二輪車の幅に1.0メートルを加えたもの。ただし、積載物を積載した状態の大型自動二輪車、普通自動二輪車及び積載物全体の幅は、3.5メートルを超えないこと。
原動機付自転車	当該原動機付自転車の幅（リヤカーをけん引する場合にあっては、けん引されるリヤカーの積載装置の幅に、1.0メートルを加えたもの）

ウ 高さの制限を超える積載物の積載

車両の種類	積載物の高さ
大型自動車 中型自動車 準中型自動車 普通自動車 大型特殊自動車	4.3メートル（三輪の普通自動車及び軽自動車にあっては、3.0メートル）から当該自動車の積載をする場所の高さを減じたもの
小型特殊自動車	2.5メートルから当該自動車の積載をする場所の高さを減じたもの
大型自動二輪車 普通自動二輪車	2.5メートルから当該大型自動二輪車及び普通自動二輪車の積載をする場所の高さを減じたもの
原動機付自転車	2.5メートルから当該原動機付自転車の積載をする場所の高さを減じたもの

エ 積載物の積載の方法

車両の種類	積載の方法
大型自動車 中型自動車 準中型自動車 普通自動車 大型特殊自動車 小型特殊自動車	(ア) 自動車の車体の前後から当該自動車の長さの10分の3の長さを超えてはみ出さないこと。 (イ) 自動車の車体の左右から、0.5メートルを超えてはみ出さないこと。
大型自動二輪車 普通自動二輪車	(ア) 大型自動二輪車及び普通自動二輪車の乗車又は積載装置の前後から当該大型自動二輪車及び普通自動二輪車の乗車又は積載装置の長さを超えてはみ出さないこと。 (イ) 積載物を積載した状態の大型自動二輪車、普通自動二輪車及び積載物全体の幅は、当該大型自動二輪車及び普通自動二輪車の幅を超えないこと（総排気量0.125リットル以下の原動機を有する普通自動二輪車が、リヤカーをけん引する場合

		にあつては、けん引されるリヤカーの積載装置の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと。)
	原動機付自転車	(ア) 原動機付自転車の積載装置の前後から当該原動機付自転車の積載装置の長さを超えてはみ出さないこと。 (イ) 積載物を積載した状態の原動機付自転車及び積載物全体の幅は、当該原動機付自転車の幅を超えないこと（リヤカーをけん引する場合にあつては、積載装置の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと。)

3 設備外積載許可

- (1) 通行する道路又は交通の状況等から支障がないと認められるものであること。
- (2) 積載物の重量が、施行令第22条第2号及び第23条第2号の制限を超える場合は、許可してはならない。
- (3) 転落し、又は飛散するおそれのない貨物であること。
- (4) 一時的に運搬するものであること。

4 荷台乗車許可

- (1) 通行する道路又は交通の状況等から支障がないと認められるものであること。
- (2) 荷台乗車人員は、申請車両の構造、装置、状態等を勘案し、危険防止上必要最小限度のものであること。ただし、乗車人員1人当たりの荷台使用面積は、0.5平方メートル以上を確保すること。

5 制限外けん引許可

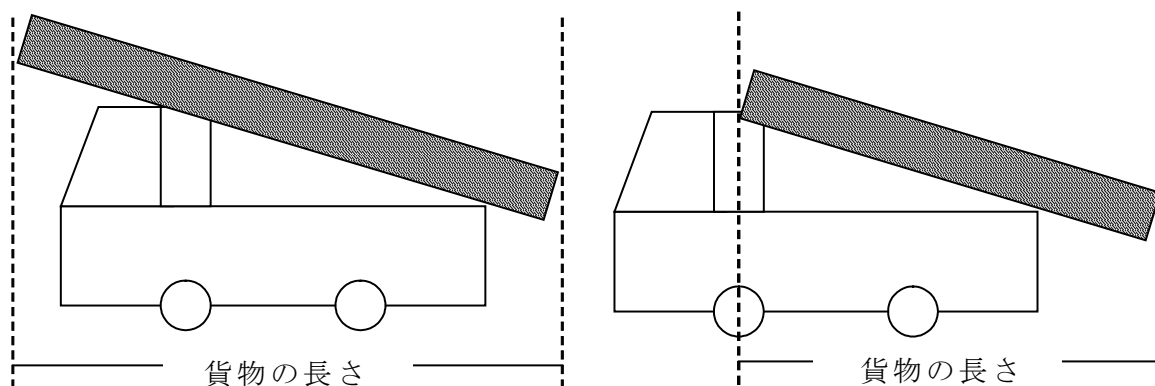
- (1) 通行する道路又は交通の状況等から支障がないと認められるものであること。
- (2) 転落し、又は飛散するおそれのない貨物であること。
- (3) 一時的に運搬するものであること。

別図（２関係）

積載物の測定方法

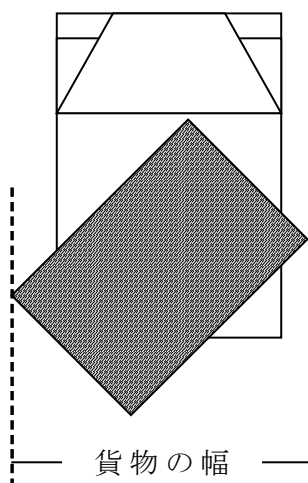
1 長さ

長さは、貨物自体の長さでなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の前後方向に車両に水平に測る。



2 幅

幅は、貨物自体の幅でなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の横方向に車両に平行に測る。



3 高さ

高さは、貨物自体の高さではなく、貨物を当該車両に積載した状態において、地上から当該貨物の最上端までの高さを測り、それから当該車両の積載をする場所の高さを減じて測る。

